

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第2章 聖体の聖なる秘儀」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

第2章 聖体の聖なる秘儀

典礼憲章

⑳

～第二バチカン公会議公文書より～

共同祈願：福音朗読と説教の後に、「共同祈願」すなわち「信徒の祈り」を復興しなくてはなりません。

これは、ミサに参列する会衆によって

- ・聖なる教会のため
- ・国政に携わる人のため
- ・種々の困難に悩む人のため

さらに

- ・すべての人々と全世界の救いのため
- 心を込めた願いを行うためです。

国語の使用： 会衆と共に献げるミサにおいて、適切な個所で国語を使用することができます。特に朗読と「共同祈願」において、また、地方の事情によっては、会衆が参加する個所においても本憲章第36条の規定により、国語を使用することができます。 (第36条：⑫参照)

しかし、キリスト信者が、ミサの通常文の中の会衆が参加する個所において、ラテン語でも一緒に唱え、歌うことができるよう配慮することとします。

ミサにおいて、さらに広範囲にわたり国語の使用が適切と考えられる地方では、本憲章第40条の規定が守られなければなりません。 (第40条：⑭参照)

(つづく)